

## 長野市放課後子ども総合プラン事業の運営体制のあり方検討小委員会要綱（案）

### （設置）

第1 放課後子ども総合プラン事業の運営体制のあり方に関する特定の事項について検討するため、長野市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）に、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する小委員会として長野市放課後子ども総合プラン事業の運営体制のあり方検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

### （定義）

第2 この要綱において、「放課後子ども総合プラン事業」とは、長野市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例（平成29年長野市条例第10号）第2条第1号に規定する放課後子ども総合プラン事業をいう。

### （任務）

第3 小委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 放課後子ども総合プラン事業の運営体制に関すること。
- (2) その他放課後子ども総合プラン事業の運営に関し、市長が必要と認める事項

### （組織）

第4 小委員会は、委員15人以内で組織する。

2 小委員会の委員（以下「小委員会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 推進委員会の委員のうち推進委員会の委員長が指名する者
- (2) 市長が必要と認める者

### （任期）

第5 小委員会委員の任期は、第3の規定による検討が終了するまでとする。

2 第4第2項の規定は、補欠の小委員会委員について準用する。

### （委員長等）

第6 小委員会の委員長及び小委員会の会議については、条例第7条第2項において準用する条例第5条及び第6条の定めるところによる。

### （庶務）

第7 小委員会の庶務は、こども未来部こども政策課が行う。

### （補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 3年 月 日から施行する。